

平成21年4月4日 【中央政策情報第18号】

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案要綱を手掛かりとして

《障害者自立支援法改正》

- 市町村等の責務として、第4項を追加。（第2条第4項）
- 障害福祉サービスの種類に「同行援助」規定を追加。「児童デイサービス」規定を削除。
(第5条第1項)

◎利用者負担の見直し

- *支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合、負担については、当該支給決定障害者等の**家計の負担能力に応じたものとする**ことを原則とする。
- *市町村は障害福祉サービスの種類ごとに、**厚生労働大臣が定める基準**により算定した費用の額から、支給決定障害者等の家計負担能力その他の事情をしん酌して**政令で定める**
額を控除した額について、当該支給決定障害者等に対し、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- *自立支援医療費及び補装具給付についても、同様の見直しを行う。

◎障害者及び障害程度区分の見直し

- ・障害者の定義に発達障害者を含むことを追加。（第4条第1項）
- ・障害児の定義に発達障害児を含むことを追加。（児童福祉法第4条第2項）
- ・障害支援区分の定義・障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして**厚生労働省令で定める区分**。

◎相談支援の充実

●基幹相談支援センターの設置（第77条の2第1項～第6項）

* 基幹相談支援センターでは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、

相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

* 基幹相談支援センターは、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができることとし、当該センターの職員等は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

●サービス利用計画作成のための相談支援の種別と定義

* 特定相談支援事業⇒計画相談支援＋基本相談支援（第5条第17項）

* 計画相談支援⇒サービス利用支援＋継続サービス利用支援（第5条第17項・21項・22項）

— 1 —

●地域移行及び地域定着のための相談支援の種別と定義

* 一般相談支援事業⇒地域相談支援＋通常相談支援（第5条第17項・第18項）

* 地域相談支援事業⇒地域移行支援＋地域定着支援（第5条第17項・第19項・第20項）

* 都道府県が行う相談支援事業（第79条第1項第2号）

一般相談支援事業＋特定相談支援事業

●自立支援協議会に関する事項

* 地方公共団体は関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることとし、自立支援協議会は、これらの関係機関等が相互の連絡を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（第89条の2）

* 都道府県及び市町村は、自立支援協議会を設置したときは、当該自治体の障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、**自立支援協議会の意見を聴く**よう努めなければならない。（第88条第6項・第89条第5項）

●地域における自立した生活のための支援の充実

* 共同生活介護又は共同生活援助の利用者に所得の状況その他の事情をしん酌して必要と認める者について「特定障害者特別給付費」を支給する。（第34条）

以上が障害者自立支援法改正案の主な事項である。「相談支援事業」の詳細については、「地域支援政策情報第1号」に詳述している。

【了】